

# 農林水産局週休2日モデル工事試行要領

令和 3年 6月 1日制 定

## 1 趣旨

この要領は、持続可能な建設産業に向けた労働環境の改善を目的とする「週休2日モデル工事」の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 2 定義

ア 週休2日とは、対象期間において、現場閉所日数が、4週8休相当（対象期間の28分の8の日数相当のこと。以下同じ）になることをいう。

イ 品質管理・安全管理等のために継続して行わなければならない作業や工程上の都合等やむを得ない場合は、週休予定日の前後6日以内の振替休日を設定したうえで、週休予定日の前日までに監督職員との協議により週休日を変更することができるものとする。この場合、4週間のうち8日間の休日を確保することとする。なお、雨天時等で現場閉所する場合においても、上記協議を行ったものについては、週休日とすることができる。

ウ 現場閉所日数とは、対象期間内において、下請業者も含めて、1日を通して、現場事務所での内業を含むいずれの現地作業も実施していない日の合計とする。なお、現地作業には、資材納入や交通誘導、運搬等建設業に該当しないものは含まない。

エ 対象期間とは、工事着手する日（準備期間は含まない）から工事完了日（後片付け期間は含まない）までとし、次の期間は対象期間から除く。

（ア） 年末年始6日間及び夏季休暇3日間

（イ） 工場製作のみが行われている期間

（ウ） 災害時の緊急対応等、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間

## 3 対象工事

発注者が特記仕様書に試行について明示した工事のうち、受注者が希望する工事を対象とする。ただし、災害応急対策、緊急性が高い災害復旧に関する工事又は対象工事とすることが不適正な工事は対象外とすることができる。

## 4 試行方法

(1) 受注者は、週休2日モデル工事の実施を希望する場合、契約締結後速やかに、工事打合せ簿により発注者へ申し出るものとする。なお、希望しない場合は、本要領によらず施工するものとする。

(2) 受注者は、工事着手までに週休2日取得が確認できる別記様式1「休日取得計画表（以下「計画表」という。）」を発注者に提出すること。なお、対象期間を明確にするため、工事着手する日と工事完了日を計画表に明記すること。

なお、品質管理・安全管理等のために継続して行わなければならない作業や工程上の都合等やむを得ない場合は、監督職員との協議により週休日を変更することができるものとし、雨天時等で現場閉所する場合においても、上記協議を行ったものについては週休日とすることができる。

(3) 受注者は、計画表に休日の取得状況を記入し、休日の取得状況が確認できる書類（工事日誌や出勤簿等）とともに、毎月7日までに監督職員に提出すること。

(4) 受注者は、工事完了後、計画表に休日の取得状況を記入し、休日の取得状況が確認できる書類とともに提出すること。

(5) 週休2日を理由とする工期延長については認めないものとする。

## 5 経費の補正

発注者は、当初積算において4週8休以上達成を前提とした補正係数を労務費に乗じるものとする。

週休2日モデル工事等を実施した結果、次式により算定した現場閉所率が、次の(2)から(3)に掲げるいずれかに変動した場合、変更契約時において、特記仕様書に明示する経費及び補正係数を休日の取得状況に応じて変更し乗じることとする。また、4週6休に満たないもの及び4 試行方法(1)から(4)の履行が確認できないものについては、当初積算の補正分を全て減ずるものとする。

ただし、労務費の補正対象は、公共工事設計労務単価のみとし、見積りによる労務単価及び機械経費（賃料）は補正の対象としない。

$$\text{現場閉所率（\%）} = \text{現場閉所日数}^{\ast 1} \div \text{対象期間}^{\ast 2}$$

※1：対象期間内において、1日を通して、現場事務所での内業を含むいずれの現地作業も実施していない日の合計。

※2：工事着手（準備期間は含まない）から工事完了日（後片付け期間は含まない）までとする。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、災害時の緊急対応等、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間は含まない。

- (1) 4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日／28日）以上）
- (2) 4週7休以上4週8休未満（現場閉所率25.0%（7日／28日）以上28.5%未満）
- (3) 4週6休以上4週7休未満（現場閉所率21.4%（6日／28日）以上25.0%未満）

## 6 アンケートの実施

モデル工事の検証を行うため、受注者は、完成検査までに、別に定めるアンケートに回答し、発注者へ提出すること。

## 7 工事成績評定

4週8休以上の現場閉所を実施した場合は、工事成績評定表の「工程管理」で評価する。  
なお、週休2日を実施できなかった場合においては、工事成績評定の減点はしない。

## 8 その他

この要領に定めのない事項については、必要に応じ受発注者で協議して定めるものとする。

## 附 則

- 1 この要領は、令和 3年 6月 1日から施行する。